

# 道路交通法施行取扱規程

(昭和54年9月11日)  
(栃木県警察本部訓令第9号)

～原文は縦書き～

道路交通法施行取扱い規程(昭和四十年栃木県警察本部訓令第八号)の全部を改正する。

## 目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 信号機の設置及び管理 (第二条－第六条)

第三章 交通規制 (第七条－第十二条)

第四章 車両の指定等 (第十三条－第十六条)

第五章 安全運転管理者等 (第十七条－第二十条)

第六章 削除

第七章 自動車の運転免許

第一節 運転免許 (第二十五条－第三十五条の二)

第二節 自動車教習所の指定等 (第三十六条－第四十条)

第三節 行政処分(第四十一条－第四十五条)

第八章 雑則(第四十六条・第四十七条)

(目的)

第一条 この訓令は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)、  
道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十七号。以下「令」という。)、道路  
交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号。以下「規則」という。)及び栃  
木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号。以下「細  
則」という。)の施行に関し、必要な取扱い手続きを定めることを目的とする。

## 第二章 信号機の設置及び管理

(信号機の設置等)

第二条 所轄署長(地域を管轄する警察署長をいう。)又は交通部高速道路交通警察  
隊長(以下「所轄署長等」という。以下同じ。)は、法第四条第一項及び令第一  
条の二第一項の規定により、信号機の設置の必要があると認めるときは、別記様  
式第一号の上申書により、警察本部長(以下「本部長」という。)に上申するもの  
とする。

2 所轄署長等は、法第五条第二項及び令第三条の二第二項の規定による信号機の  
設置及び管理の委任申請は、別記様式第二号の申請書により受理し、別記様式第  
三号の報告書により、本部長に報告するものとする。

3 前二項の上申又は報告を受理した警察本部交通部交通規制課長(以下「規制課  
長」という。)は、その適否を調査し、本部長に報告するものとする。

(信号機管理責任者)

第三条 警察本部(以下「本部」という。)及び警察署(以下「署」という。)に次の  
各号に掲げる信号機管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

- 一 本部 規制課長、交通部高速道路交通警察隊長
- 二 署 所轄署長

2 管理責任者は、相互に協力して信号機の適正な管理に当たるものとする。

(信号機取扱責任者)

第四条 管理責任者は、次の各号に掲げる者を信号機取扱責任者(以下「取扱責任  
者」という。)に指定するものとする。

- 一 本部 交通部交通規制課交通管制センター長、交通部交通規制課課長補佐  
及び交通部高速道路交通警察隊隊長補佐
- 二 署 交通担当課長又は交通担当係長

2 取扱責任者は、管理責任者の命を受け信号機の管理業務を行うものとする。

(信号機管理簿)

第五条 管理責任者は、信号機の適正な管理を行うため、別記様式第四号の信号機  
管理簿(以下「管理簿」という。)を備えておくものとする。

2 取扱責任者は、常に管理簿を整理するものとする。

(信号機の点検)

第六条 管理責任者は、次の各号に掲げる信号機の点検を実施しなければならない。

一 常時点検

警察官、交通巡視員(以下「警察官等」という。)が通常の街頭活動を通じ信号機の外観状況等を点検し、異常を認めた場合は、速やかに管理責任者に報告して必要な措置を講ずるもの。

二 特別点検

交通事故、強風、火災等が発生し、管理責任者が必要と認めた場合に行い、その結果を別記様式第五号の信号機点検簿に記載しておくもの。

第三章 交通規制

(公安委員会の行う交通規制)

第七条 所轄署長等は、法第四条第一項、令第一条の二及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府令、建設省令第三号)の規定により、交通規制の必要を認めるときは、別記様式第六号の上申書により本部長に上申するものとする。

2 前項の上申を受理した規制課長は、その適否を調査し、本部長に報告するものとする。

(所轄署長等の行う交通規制)

第八条 所轄署長等は、令第三条の二第一項の規定により、交通規制の必要があると認めるときは、別記様式第七号の報告書により本部長に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、実施後、速やかに同様式により報告するものとする。

(標識等の管理責任者)

第九条 署及び警察本部交通部高速道路交通警察隊に、次の各号に掲げる道路標識及び道路標示(以下「標識等」という。)の標識等管理責任者及び標識等維持責任者を置くものとする。

一 標識等管理責任者 所轄署長等

二 標識等維持責任者 交通担当幹部のなかから標識等管理責任者が指定した者

2 標識等維持責任者は、標識等管理責任者の命を受け、公安委員会及び所轄署長等が行った交通規制に関する標識等の管理業務を行うものとする。

(標識等の点検)

第十条 標識等維持責任者は、毎月標識等の点検を行うものとする。

2 前項の点検を実施したときは、別記様式第八号の道路標識、道路標示点検表に記載しておくものとする。

(標識等の更新等)

第十一条 所轄署長等は、標識等の更新又は補修を必要とするときは、別記様式第九号及び第九号の二の上申書により本部長に上申するものとする。

(特定の交通規制の手続き)

第十二条 法第百十条の二第一項に規定する知事等に対する交通公害に関する資料の提供を求めるときは、別記様式第十号の要求書により行うものとする。

2 法第百十条の二第二項に規定する通行の禁止に関する知事等からの意見の聴取は、別記様式第十一号の聴取書により行うものとする。

3 法第百十条の二第三項に規定する交通規制に関する道路管理者からの意見の聴取は、別記様式第十二号の聴取書により行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないときは、事後において別記様式第十三号の通知書により速やかに通知しなければならない。

4 法第百十条の二第四項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路における交通規制を行う場合の道路管理者との協議は、別記様式第十四号の協議書により行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないときは、事後において別記様式第十五号の通知書により、速やかに通知しなければならない。

5 法第百十条の二第五項に規定する路上駐車場が設けられている道路の部分における停車又は駐車を禁止しようとする場合における地方公共団体からの意見の聴取は、別記様式第十六号の聴取書により行うものとする。ただし、緊急を要するためやむを得ないときは、事後において別記様式第十七号の通知書により、速やかに通知しなければならない。

6 法第百十条の二第六項に規定する路上駐車場が設けられている道路の部分について車両の駐車時間を制限しようとする場合における地方公共団体からの意見の聴取は、別記様式第十八号の聴取書により行うものとする。

7 法第百十条の二第七項に規定する駐車場整備地区内に、パーキングメーターを設置しようとする場合における関係者からの意見の聴取は、別記様式第十九号の聴取書により行うものとする。

#### 第四章 車両の指定等

(緊急自動車の指定等)

第十三条 所轄署長等は、緊急自動車及び道路維持作業用自動車(以下「緊急自動車等」という。)の指定申請書又は届出書を受理したときは、その記載事項と当該自動車が令第十三条、第十四条、第十四条の二及び第十四条の三並びに規則第六条の二の規定による条件を具備しているかを調査し、指定申請については副申を添付して本部長に報告し、届出については届出確認を行うものとする。

2 規制課長は指定申請の報告を受理したときは、審査のうえ適当と認めるものに

ついて、別記様式第二十号の緊急自動車、道路維持作業用自動車指定原簿(以下「指定原簿」という。)に登載し、細則第五条第一項の規定による緊急自動車、道路維持作業用自動車指定証(以下「指定証」という。)を所轄署長等を経由して交付するものとする。

- 3 所轄署長等は、第一項の届出については、審査のうえ適当と認めるものについて、別記様式第二十号の二の緊急自動車、道路維持作業用自動車届出確認簿(以下「届出確認簿」という。)に登載し、細則第五条第二項の規定による緊急自動車、道路維持作業用自動車届出確認証(以下「届出確認証」という。)を交付するものとする。
- 4 所轄署長等は、細則第二条の規定による指定証記載事項変更届を受理したときは、指定証を添付して本部長に報告するものとする。この場合において、これを受理した規制課長は、指定原簿及び指定証の記載事項を変更し、所轄署長等を経由して交付するものとする。
- 5 所轄署長等は、細則第二条の規定による届出確認証記載事項変更届を受理したときは、届出確認簿及び届出確認証の記載事項を変更し、届出確認証を規制課長に送付するものとする。この場合規制課長は、変更した記載事項を確認し、所轄署長等を経由して交付するものとする。
- 6 所轄署長等は、細則第二条の規定による指定証再交付申請書を受理したときは、本部長に報告するものとする。この場合において、これを受理した規制課長は、指定原簿に記載し、所轄署長等を経由して指定証を交付するものとする。ただし、亡失理由以外の再交付申請については、前回交付した指定証を添付させるものとする。
- 7 所轄署長等は、細則第二条の規定による届出確認証再交付申請書を受理したときは、届出確認簿に記載し、届出確認証を交付するものとする。ただし、亡失理由以外の再交付申請については、前回交付した届出確認証を添付させるものとする。
- 8 所轄署長等は、細則第二条の規定による指定証返納届を受理したときは、本部長に報告するものとする。この場合において、これを受理した規制課長は、指定原簿に記載し、指定証を廃棄するものとする。
- 9 所轄署長等は、細則第二条の規定による届出確認証返納届を受理したときは、届出確認簿に記載し、届出確認証を廃棄するものとする。

(通行禁止除外指定車標章の取扱い)

第十四条 所轄署長等は、細則第二条の規定による通行禁止除外指定車標章(以下本条において「標章」という。)の交付申請を受理したときは、調査のうえ、副申を添付し、本部長に報告するものとする。

- 2 規制課長は、前項の報告を受理したときは、審査のうえ、相当と認めるものについては、別記様式第二十一号の通行禁止除外指定車標章発行原簿(以下本条において「標章原簿」という。)に登載し、細則第七条第一項第二号の規定による標章を所轄署長等を経由して交付するものとする。
- 3 所轄署長等は、標章記載事項変更届を受理したときは、標章を添付して本部長に報告するものとする。この場合において、これを受理した規制課長は、標章原簿及び標章の記載事項を変更し、所轄署長等を経由して交付するものとする。
- 4 所轄署長等は、細則第二条の規定による標章再交付申請書を受理したときは、本部長に報告するものとする。この場合において、これを受理した規制課長は、標章原簿に記載し、所轄署長等を経由して標章を交付するものとする。ただし、亡失理由以外の再交付申請については、前回交付した標章を添付させるものとする。
- 5 所轄署長等は、細則第二条の規定による標章返納届を受理したときは、本部長に報告するものとする。この場合において、これを受理した規制課長は、標章原簿に記載し、標章を廃棄するものとする。
- 6 標章の有効期間は、三年以内とし、標章の返納は前項によるものとする。

(駐車禁止除外指定車標章の取扱い)

第十五条 駐車禁止除外指定車標章の交付申請、記載事項変更、再交付及び返納の取扱いについては、前条各号の規定を準用する。この場合において前条の「通行禁止除外指定車標章発行原簿」を別記様式第二十二号の「駐車禁止除外指定車標章発行原簿」に読み替えるものとする。

(通行禁止道路通行許可車標章の取扱い)

第十六条 所轄署長等は、細則第八条第一項の規定による通行禁止道路通行許可申請を受理したときは、これを審査し、相当と認めるものについては、別記様式第二十三号の歩行者用道路、通行禁止道路通行許可標章発行原簿(以下本条において「標章原簿」という。)に登載し、細則第八条第二項の規定により歩行者用通行許可車標章、通行禁止道路通行許可車標章(以下本条において「標章」という。)を交付するものとする。

2 所轄署長等は、細則第八条第三項の規定による標章返納届を受理したときは、標章原簿に記載し、標章を廃棄するものとする。

3 標章の有効期間は、三年以内とし、標章の返納は前項によるものとする。

## 第五章 安全運転管理者等

(安全運転管理者等の選解任届出)

第十七条 所轄署長は、法第七十四条の三第五項の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任届出を受理したと

きは、細則第十五条に規定する添付書類等について調査し、副申を添付して本部長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受理した警察本部交通部交通企画課長(以下「企画課長」という。)は、その適否を審査し、企画課長が管理する電子計算機に警察署別コード番号、正・副安全運転管理者別コード番号、副安全運転管理者コード番号、届出年月日、選任年月日、安全運転管理者等氏名、生年月日、年齢、資格要件、職種、事業所名(ふりがな)、使用本拠地の住所、業種、使用の本拠における自動車台数及び運転者数等を電磁的記録として保存するものとする。
- 3 所轄署長は、法第七十四条の三第五項後段の規定による安全運転管理者等の解任届出を受理したときは、本部長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受理した企画課長は、同報告に係る電磁的記録を消去するものとする。

(安全運転管理者証等の交付)

第十八条 企画課長は、前条により安全運転管理者等の選任届を受理した場合は、細則第十六条に規定する安全運転管理者証等を所轄署長を経由して交付するものとする。

(安全運転管理者等の解任命令)

第十九条 所轄署長は、安全運転管理者等が法第七十四条の三第六項に該当すると認めたとときは、本部長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた企画課長は、事実を調査し、本部長に報告するものとする。
- 3 細則第十七条に規定する解任命令書は、所轄署長が自動車の使用者に交付するものとする。

(報告又は資料の提出命令)

第二十条 所轄署長は、法第七十五条の二の二の規定による必要な報告又は資料の提出を求める必要を認めたとときは、別記様式第二十五号の上申書により本部長に上申するものとする。

- 2 前項により受理した企画課長は、その適否を審査し、本部長に報告するものとする。
- 3 企画課長は、前項の結果を所轄署長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた所轄署長は、当該事業所の使用者又は安全運転管理者に別記様式第二十六号の命令書を交付し、必要な報告又は資料の提出を命ずるものとする。

## 第六章 削除

第二十一条 第二十一条から第二十四条まで 削除

## 第七章 自動車等の運転免許

## 第一節 運転免許

(免許申請の受理及び取扱い)

第二十五条 警察本部交通部運転免許管理課長(以下「管理課長」という。)は、法第八十九条の規定による運転免許申請を受理し、規則第二十二條第二項の規定により、受験の日時及び場所を指定するときは、別記様式第三十二号の通知書により申請者に通知するものとする。

2 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を受けようとする者(令第三十四条の二に定めるものを除く。)には、免許申請書に別記様式第三十三号の申告書を添付させるものとする。

(運転免許試験)

第二十六条 管理課長は、法第九十七条第一項の規定による運転免許試験(以下「免許試験」という。)を行うときは、次の各号に掲げる免許の区分に応じた受験票に受験者の写真をちよう付し、かつ、契印して受験者に交付するものとする。

一 第一種免許又は第二種免許 別記様式第三十四号の受験票

二 仮運転免許 別記様式第三十五号の受験票

2 管理課長は、免許試験を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

一 適性試験 法第九十七条第一項第一号及び規則第二十三条に規定する科目について行い、その結果を受験票に記載すること。

二 技能試験 法第九十七条第一項第二号及び規則第二十四条に規定する項目について行い、次に掲げる試験の区分に応じた成績表により採点し、その結果を受験票に記載すること。

イ 技能試験コースにおける試験は、別記様式第三十六号の技能試験成績表

ロ 路上における試験は、別記様式第三十六号の二の技能試験成績表

三 学科試験 法第九十七条第一項第三号及び規則第二十五条に規定する筆記試験を行い、次に掲げる試験の区分に応じた答案用紙により採点し、その結果を受験票に記載すること。

イ 第一種免許、第二種免許、仮運転免許又は管理課長が指定するものは、別記様式第三十七号の答案用紙

ロ 仮運転免許(栃木県運転免許センター以外で行う試験に限る。)は、別記様式第三十八号の答案用紙

3 管理課長は、前項の免許試験について合格者が決定したときは、別記様式第三十九号の受験者一覧表に氏名、生年月日その他必要事項を記載し、速やかに受験番号により発表するものとする。この場合において、前項第二号の技能試験及び同項第三号の学科試験の結果は、別記様式第四十号の自動車運転免許試験(学科

- ・技能)成績表を交付するものとする。

(技能検査)

第二十六条の二 前条第一項、第二項第二号及び第三項の規定は、法第八十九条第二項の規定による検査について準用する。

- 2 管理課長は、前項の検査に合格した者について規則第十八条の二の二第五項に規定する検査合格証明書を交付したときは、別記様式第四十号の二の検査合格証明書交付簿を作成するものとする。

(免許証の交付)

第二十七条 管理課長は、試験に合格した者について、別記様式第四十一号の登録票を作成し、警察情報管理システムによる運転者 管理業務実施要領（平成十四年五月十七日付け警察庁丙運発第三十二号、警察庁丙情管発第十七号、警察庁丙通施発第九号。以下「要領」という。）によつて処理したのち、運転免許証（以下「免許証」という。）を作成するとともに、その情報をファイリングシステム（免許証記載情報及び顔画像情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により管理する装置をいう。以下同じ。）に保存し、別記様式第四十二号の運転免許証交付簿（以下「交付簿」という。）に合格者の氏名、性別その他必要事項を記載し、免許証を交付するものとする。この場合において、引き替えに提出を受けた免許証は、これを廃棄し、交付簿にその旨を記載するものとする。

- 2 管理課長は、細則第二十条第一項第二号及び第三号に規定する場所において実施する免許試験に合格した者については、前項の規定に準じて免許証を作成し、別記様式第四十三号の新規免許証交付簿（以下「新規交付簿」という。）を添えて所轄署長に送付するものとする。

- 3 前項の規定により免許証の送付を受けた所轄署長は、新規交付簿により、免許証を交付するものとする。この場合において引き替えに提出を受けた免許証は、これを廃棄し、新規交付簿にその旨を記載するものとする。

(免許証の記載事項変更届の取扱い)

第二十八条 管理課長及び所轄署長（以下「管理課長等」という。）は、法第九十四条第一項の規定による免許証記載事項の変更届を受理したときは、別記様式四十六号の運転免許証記載事項変更届（調査票）を作成し、その内容を調査して別記様式第四十四号の記載事項変更受付簿に登載し、当該免許証の備考欄に変更に係る事項を記載して交付するものとする。この場合において、所轄署長は、別記様式第四十五号の記載事項変更送付票に、当該届出書を添えて管理課長に送付するものとする。

- 2 管理課長は、第一項の届出を受理したときは、要領により処理するとともに、

その情報をファイリングシステムに保存するものとする。

(運転免許の条件(限定)解除)

第二十九条 管理課長は、規則第十八条の五の規定による運転免許の条件(限定)解除の申請を受理したときは、別記様式第四十六号の二の運転免許条件(限定)解除申請受付簿に登載し、別記様式第四十七号の受験票を受験者に交付して、第二十六条第二項第一号及び第二号の規定に準じて審査を行い、合格した者についてはこれを解除し、又は変更して免許証備考欄にその旨を記載して交付するものとする。

(運転免許条件の変更)

第二十九条の二 管理課長又は警察署長は、法第九十一条の規定により条件が付された運転免許の条件変更の申請を受理（警察署長については眼鏡等の使用に限る。）したときは、別記様式第四十六号の三の条件変更申請受付簿に登載し、細則別記様式第十三号の四の条件変更申請書を受験者に交付して、第二十六条第二項第一号の規定に準じて審査を行い、合格した者についてはこれを変更して免許証備考欄にその旨を記載して交付し、警察署長については、管理課長に通報するものとする。

2 管理課長は、警察署長から条件変更申請の通報を受けた場合は、別記様式第四十六号の四の条件変更申請（眼鏡等）受付簿に登載するものとする。

(免許証再交付申請の取扱い)

第三十条 管理課長は、法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付申請を受理したときは、申請事由の真否の調査を行い、要領によつて処理し、免許証を作成するとともに、その情報をファイリングシステムに保存したのち、別記様式第四十七号の四の再交付免許証交付簿に申請者の氏名その他必要事項を記載し、免許証を交付するものとする。

2 所轄署長は、当該管轄区域に居住する者から免許証の再交付申請を受理したときは、前項の規定に準じて調査し、別記様式第四十八号の更新・再交付免許申請受付簿、別記様式第四十九号の更新・再交付免許申請送付票(以下「送付票」という。)及び別記様式第五十号の更新・再交付免許証交付簿(以下「交付簿」という。)に、申請者の氏名、その他必要事項を記載し、送付票に申請書と交付簿を添えて管理課長に送付するものとする。

3 管理課長は、所轄所長から送付票、申請書及び交付簿の送付を受けたときは、第一項の規定に準じて処理し、交付簿に免許証を添えて所轄署長に送付するものとする。

4 所轄署長は、管理課長から交付簿及び免許証が送付されたときは、再交付に係る免許証を交付（汚・破損に係る再交付の場合は、当該免許証を引替えに提出さ

せる。)し、交付簿にその旨を記載するものとする。

(免許証の更新)

第三十一条 管理課長は、法第百一条第一項の規定による免許証の更新申請を受理したときは、申請書記載事項と当該免許証とを照合し、規則第二十九条第七項に規定する適性検査を行い、その結果を別記様式第五十一号の適性検査結果表に記載するものとする。

2 管理課長は、法第百一条の二の規定による免許証の更新の特例に該当する者から免許証の更新申請を受理したときは、添付書類により海外旅行その他令第三十七条の五各号に掲げる事実を確認し、前項の規定に準じて取り扱うものとする。

3 管理課長は、適性検査の結果合格基準に達した者については、更新調査票を作成し、前条第一項の規定に準じて処理したのち、別記様式第五十一号の二の更新免許証交付簿により免許証を交付するものとする。この場合において、合格基準に達しない者又は身体的欠陥により条件(限定)を新たに付し、若しくは変更して免許の更新をする必要があると認める者については、その理由を明確にするものとする。

4 所轄署長は、当該管轄区域に居住する者及び当該管轄区域以外に居住する者で優良運転者である者から第一項又は第二項に規定する免許証の更新申請を受理したときは、第一項、第二項及び第三項前段の規定に準じて必要な処理を行い、送付票に申請書と交付簿を添えて管理課長に送付するものとする。この場合において、前項後段に規定する免許の更新をする必要があると認める者については、その理由と意見を付して送付するものとする。

5 前項の送付を受けた管理課長は、前条第一項の規定に準じて処理したのち、交付簿に免許証を添えて当該所轄署長に送付するものとする。

6 所轄署長は、管理課長から交付簿及び免許証が送付されたときは、更新に係る免許証を交付し、交付簿にその旨を記載するものとする。

(更新の申請の特例)

第三十一条の二 管理課長は、法第百一条の二の二第一項の規定による免許証の更新申請書を受理したときは、前条第一項の規定に準じて処理するものとする。

(更新期間等の連絡)

第三十一条の二の二 管理課長は、法第百一条第三項の規定による更新期間その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るための必要な事項について、別記様式第四十七号の二の書面により送付するものとする。

2 管理課長は、法第百一条の四第二項の規定により、更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のものに対し、高齢者講習の受講、その他必要な事項について、別記様式第四十七号の三の書面により送付するものとする。

(更新時講習等)

第三十一条の三 管理課長は、法第百一条の三の規定による更新時講習の申請を受理したときは、前条第一項の規定により送付された書面その他の資料により講習区分を確認し、原則として講習区分に応じた講習を受講させるものとする。

2 所轄署長は、前項の受講申請を受理したときは、優良運転者講習及び一般運転者講習については警察署において受講させ、優良運転者講習対象者又は一般運転者講習対象者で違反運転者講習を希望する者及び違反運転者等講習対象者については、講習実施機関等を案内し受講させるものとする。

3 管理課長は、次に掲げる申請を受理したときは、当該各号に掲げる講習を受講させるものとする。

一 高齢者講習の受講申請 高齢者講習

二 免許証の有効期間の更新を受けなかつた者で、その者の免許の効力を失った日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失った日から三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過していないものからの受講申請 法第九十七条の二

第一項第三号イ及びロに掲げる区分に応じて定める講習

4 管理課長等は、免許証の更新を受けようとする者が、法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習を受講せず、又は当該講習を受ける必要がない者として令第三十七条の六に規定されている者に該当しない者であるときは、第三十一条の規定にかかわらず免許証の更新を行わないことができる。

(運転免許台帳の保管)

第三十二条 管理課長は、第二十七条第一項、第二十八条第三項、第三十条第一項、第三十一条第三項及び第三十一条第五項に規定するファイリングシステムに保存された情報を、運転免許台帳として保管するものとする。

(国外運転免許証の交付)

第三十三条 管理課長は、法第百七条の七に規定する国外運転免許証(以下「国外免許証」という。)の交付申請を受理したときは、旅券その他渡航する者であることを証する書面を確認し、その結果を申請書の備考欄に記載するとともに、所要事項を記載した別記様式第五十二号の国外運転免許証交付引替書を申請者に交付するものとする。

2 管理課長は、国外免許証を作成し、交付したときは、別記様式第五十二号の二の国外運転免許証交付者一覧表によりその内容を明らかにしておくものとする。

(臨時適性検査)

第三十四条 管理課長は、法第百二条第一項及び第二項、並びに法第百七条の四第

一項の規定による臨時適性検査を行う必要のある者を発見したとき、又は令第三十七條の七第一項第一号の規定による適性検査の申し出を受けたときは、臨時に適性検査を行うことができる。

- 2 所属長は、第一項の規定による臨時適正検査を行う必要がある者を発見したとき又は適性検査の申し出を受けたときは、別に定めるところにより管理課長に通報するものとする。
- 3 管理課長は、第一項及び第二項の規定による発見若しくは申し出を受けたときは、速やかにその者に通知して適性検査を行い、その結果法第百三條第一項第一号、第二号及び第三号の規定に該当する者と認めるときは、本部長に報告するものとする。

(運転経歴証明書の交付)

第三十四條の二 管理課長は、法第百四條の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請を受けたときは、運転経歴証明書を作成するとともに、運転経歴証明書を交付するときは、別記様式第五十二号の三の運転経歴証明書交付簿を作成するものとする。

- 2 所轄署長は、免許を取り消された者から運転経歴証明書の交付申請を受理したときは、別記様式第五十二号の四の運転経歴証明書交付申請受付簿、別記様式第五十二号の五の運転経歴証明書申請送付票（以下「送付票」という。）及び別記様式第五十二号の六の運転経歴証明書交付簿（以下「交付簿」という。）を作成し、送付票に申請書と交付簿を添えて管理課長に送付するものとする。
- 3 前項の送付を受けた管理課長は、第一項の規定に準じて処理し、交付簿に運転経歴証明書を添えて警察署長に送付するものとする。
- 4 前項の送付を受けた所轄署長は、第一項後段の規定に準じて運転経歴証明書を交付するものとする。

(返納免許証の処理)

第三十五條 所轄署長は、法第百七條第一項第一号の規定により免許証の返納を受けたときは、別記様式第五十四号の運転免許行政処分者台帳（以下「処分者台帳」という。）に所要事項を記載の上、管理課長に送付するものとする。

- 2 管理課長は、法第百七條第一項第一号の規定により免許証の返納を受けたとき、又は前項の規定により所轄署長から免許証の送付を受けたときは、返納のあった日から起算して六十日間保管した後、処分者台帳に所要事項を記載の上、廃棄するものとする。
- 3 管理課長等は、法第百七條第一項第二号又は第三号の規定により免許証の返納を受けたときは、処理結果を明らかにして廃棄するものとする。この場合において、所轄署長は、その旨を管理課長に通報するものとする。

(国外運転免許証の返納処理)

第三十五条の二 管理課長等は、法第一百七条の十の規定により、国外免許証の返納を受けたときは、前条第二項の規定に準じて処理するものとする。

## 第二節 自動車教習所の指定等

(自動車教習所指定等の取扱い)

第三十六条 管理課長は、自動車教習所を設置し、又は管理する者から法第九十八条第二項の規定による届け出を受理したときは、規則第三十一条の五第二項に規定する事項等を確認し、本部長に報告するものとする。

2 管理課長は、前項届出をした自動車教習所からの指定の申請を受理したときは、法第九十九条第一項に規定する指定基準の適否を調査し、意見を付して本部長に報告するものとする。

3 管理課長は、法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所(以下「指定教習所」という。)の指定があつたときは、別記様式第五十五号の指定自動車教習所台帳を作成して保管するものとする。

(管理者の資格審査)

第三十七条 管理課長は、指定教習所の指定申請に伴う当該施設を管理する者(以下「管理者」という。)について、令第三十五条第一項の規定に定める資格について調査し、意見を付して本部長に報告するものとする。

2 指定教習所の管理者として認定したときは、別記様式第五十六号の認定書を交付するものとする。

3 管理課長は、管理者の変更の申請があるときは、前二項の規定に準じて取扱うものとする。

(教習指導員等の審査)

第三十八条 管理課長は、法第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定員並びに法第九十九条の三第四項第一号イの規定による教習指導員(以下「指導員等」という。)の審査の申請があつたときは、国家公安委員会規則の定めるところにより行い、その結果を交通部長に報告するものとする。

(指定の取消し等)

第三十九条 管理課長は、指定教習所が法第百条第一項及び第二項の規定に該当すると認めるときは、意見を付して本部長に報告するものとする。

(指導員等の講習)

第四十条 規則第三十八条第十項の規定により指定教習所職員に対する講習を行つたときは、別記様式第六十二号の講習修了証を交付するものとする。

## 第三節 行政処分

(出頭通知)

第四十一条 九十日未満の行政処分は、別記様式第六十三号の出頭通知により、警察本部交通部運転免許管理課に出頭を求めて集中的に執行するものとする。

2 前項の出頭通知に応じない者については、所轄署において個別に通知し、出頭を求め執行するものとする。

(行政処分に係る免許証等の適正な管理)

第四十二条 管理課長は、免許の拒否、保留、取消し及び停止又は自動車等の運転禁止の処分が決定したときは、処分者台帳に所要事項を記載して保管し、かつ、副本及び停止処分免許証を所轄署長に送付するものとする。

2 所轄署長は、前項の規定により免許証及び処分者台帳の副本の送付を受けたときは、施錠のある保管庫に保管するものとする。

(処分者講習の通知)

第四十三条 管理課長等は、法第百八条の二第一項第三号及び規則第三十八条第三項第一号の規定により被処分者から講習を受ける旨の申出があつたときは、別記様式第六十四号の講習通知書を交付するものとする。

(処分期間の短縮)

第四十四条 管理課長は、前条の規定による講習を修了した者に対して、法第九十条第九項、第百三条第八項及び第百七条の五第二項の規定に該当し、処分期間を短縮したときは、別記様式第六十五号の運転免許停止期間短縮通知書を交付するものとする。

(免許証の返還)

第四十五条 管理課長等は、免許の停止又は自動車等の運転禁止の処分期間が満了した者から免許証の返還の請求があつたときは、処分者台帳に受領印を徴し、免許証を返還するものとする。

2 保留の期間が満了したときは、第二十七条の規定に準じて取り扱うものとする。

## 第八章 雑則

(使用者等に対する通知)

第四十六条 警察本部交通部交通指導課長は、法第百八条の四の規定により事業者等に対する通知を行うものとし、通知にあつては別記様式第六十六号の通知書によるものとする。

(道路の交通に関する調査)

第四十七条 規制課長は、法第百十一条第一項の規定による道路の交通に関する調査を実施したときは、その結果を本部長に報告するものとする。

2 規制課長は、前項の調査を実施した結果、必要があると認めるときは、道路の管理者又は関係行政庁に対し、意見を付して調査の結果を通知するものとする。

